

ねんさんのおはなし

ご存知ですか？障害基礎年金

国民年金に加入している期間内などに初診日がある病気やケガなどで障害の状態になったとき、障害認定日（初診日から1年6カ月を経過した日またはその期間内に症状が固定した日）において、障害等級の1級または2級に該当した場合は、障害基礎年金を受けることができます。

ただし、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間（若年者納付猶予期間・学生納付特例期間を含む）を合わせた期間が3分の2以上あること、または初診日の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないことが必要です。

なお、20歳前に初診日のある病気やケガによって障害の状態になった人は、障害等級の1級または2級に該当すれば20歳から（障害認定日が20歳以後の場合は、障害認定日から）受給できます。

ただし、この場合本人に一定額以上の所得や他年金の受給がある場合、支給が制限されます。

■問い合わせ先  
市民課 ☎0869-22-1790  
岡山東年金事務所 ☎086-270-7929

知っ得！  
情報



高齢者の皆さんへの  
サービスを紹介

上手に利用して負担を軽減しましょう

にも要件がありますので、詳細については、お問い合わせください。

- ① 高齢者等見守体制整備事業  
高齢者が自宅で事故や病気で動けなくなったときに発見が遅れるのを防ぐため、通報装置のボタンを押すことで発信される救助通報に対応する事業です。月額550円の自己負担が必要です。

- ▽対象者  
病弱な高齢者のみの世帯の人など

- ② 配食による高齢者等見守事業  
健康状態の把握、孤独感の解消、安否の確認のため、食事の配達（月曜から金曜、1日1食）を行う事業です。1食あたり350円から400円の自己負担が必要です。

- ▽対象者  
調理等が困難な高齢者のみ

- の世帯の人など
- ③ 家族介護用品支給事業  
寝たきりの高齢者などを介護している家族に介護用品（紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、おしりふきウェットティッシュなど）の購入費用の一部を支給する事業です。

- ▽対象者  
要介護4または5と認定された高齢者を在宅で介護している同居の家族（市民税非課税世帯に限る）

- ④ 家族介護慰労事業  
10万円の慰労金を支給する事業です。

- ▽対象者  
要介護4または5と認定され、過去1年間介護サービスを利用しなかった高齢者などを介護している同居の家族（市民税非課税世帯に限る）

- ⑤ 軽度生活援助事業  
在宅生活を行っている高齢者のみの世帯に対して、食材の買い物支援（自立支援サービス）や、家周りの軽微な手入れ支援（生活環境サービス）を行う事業です。自己負担が

必要です。

- ▽対象者  
【自立支援サービス】

日常生活を営むことに支障がある65歳以上の高齢者のみの世帯で、介護認定を受けていない人

- 【生活環境サービス】

75歳以上の高齢者のみの世帯で、介護認定を受けている人や身体的、精神的な疾患を理由に、自分で庭木などの剪定ができないため、近隣に迷惑をかける恐れのある人

- 問い合わせ・申請先

- いきいき長寿課  
☎0869-26-5948
- 保健福祉部邑久分室  
☎0869-22-1810
- 牛窓支所  
☎0869-34-3431
- 裳掛出張所  
☎0869-25-0004



更新のご案内

特定疾患医療受給者証

原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病にかかり、一定の基準を満たす人に対して、原因の究明と治療法開発を目的とした、特定疾患医療受給者証を交付しています。認定された疾病の治療に係る医療費の自己負担部分については、公費負担が行われます。

現在お持ちの受給者証の有効期限が平成23年9月30日までとなっている人は、10月1日以降も引き続き治療を受ける場合、更新の手続きが必要です。

なお対象者には、5月中旬に、更新手続きの案内を送付しています。

- ▽受付期間 6月1日（水）～7月29日（金）

- 問い合わせ先  
岡山県備前保健所保健課  
☎086-272-3934  
岡山県保健福祉部医薬安全課  
特定保健対策班  
☎086-226-7342

医療費受給資格申請と更新手続き

該当する場合は手続きをお忘れなく

心身障害者、ひとり暮らしの高齢者、ひとり親家庭などの皆さんを対象に、保険診療にかかる自己負担額から一部負担金を引いた額を公費で負担する制度があります。

次の要件に該当すると思われる人は、申請の手続きを行ってください。

また、現在、受給資格証を持っている人には、6月

- 中旬ごろに更新申請書を送付しますので、6月30日（木）までに手続きを行ってください（郵送可）。
- ① 心身障害者医療費公費負担制度

- ▽対象者  
・ 身体障害者手帳1～3級を所持している人  
・ 療育手帳A・Bを所持している人

※ただし、平成18年10月以

降に手帳を新規取得した人は、手帳交付時の年齢が65歳未満であることが条件です。

- ※所得制限があります。
- ▽手続きに必要なもの

- ・ 健康保険証（本人および本人と同じ健康保険に加入している人全員）
- ・ 印鑑（認印）
- ・ 身体障害者手帳または療育手帳
- ・ 平成23年1月1日以降に瀬戸内市に転入した人は平成22年中の所得・課税証明書

- ② ひとり親家庭等医療費公

費負担制度

- ▽対象者

- ・ 18歳未満の児童を養育している配偶者のない人とその児童
- ・ 父母のいない児童
- ・ 父母のいない児童を養育している配偶者のない人

※所得税非課税の人が対象です。

- ▽手続きに必要なもの

- ・ 健康保険証（本人および本人と同じ健康保険に加入している人全員）
- ・ 印鑑（認印）
- ・ 平成22年分の収入状況が分かるもの（源泉徴収票や確定申告の写しなど）

・ 在学証明書または学生証（高校3年生の子どもがいる場合のみ必要）

- ③ 岡山県老人医療費公費負担制度

- ▽対象者

70歳未満の人で、昭和16年9月30日以前生まれのひとり暮らしの人  
※同一敷地内で家族と別居している場合や近隣に扶養義務者が住居しており、

